

平成30年9月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成30年9月19日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第50号	宮島競艇施行組合規約の変更について	— 総務文教 (原案可決)
第 3	議案第53号	平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	
第 4	認 第 2号	平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	(原案可決) (認 定)
第 5	議案第47号	大竹市税条例等の一部改正について	(原案可決)
第 6	議案第48号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)
第 7	議案第49号	大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第 8	議案第51号	平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	— 生活環境 (原案可決及び認定)
第 9	議案第52号	平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第10	議案第54号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	(原案可決)
第11	平成30年請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	— (採 択) 総務文教
第12	平成30年請願第2号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について	
第13	平成30年陳情第1号	市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情	生活環境 (不採択)
第14	認 第 3号	平成29年度大竹市一般会計決算	— 決算特別委 設置・付託 (一 括)
第15	認 第 4号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算	
第16	認 第 5号	平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算	
第17	認 第 6号	平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算	
第18	認 第 7号	平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算	
第19	認 第 8号	平成29年度大竹市土地造成特別会計決算	
第20	認 第 9号	平成29年度大竹市介護保険特別会計決算	
第21	認 第10号	平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	
第22	報告第 6号	平成29年度決算における健全化判断比率及び資	(報 告)

- 金不足比率の報告について
- 第23 議案第56号 公平委員会委員の選任の同意について (即 決)
- 第24 議案第55号 工事施行協定の締結について (大竹駅構内青木 踏切改良工事) 生活環境付託
- 第25 平成30年決議案第1号 岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の (即 決) 要望書
- 第26 閉会中の継続審査の申し出について
- 第27 常任委員会の閉会中の継続審査について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第50号 (報告・表決)
- 日程第 3 議案第53号 (報告・表決)
- 日程第 4 認第2号から日程第10 議案第54号 (報告・表決)
- 日程第11 平成30年請願第1号 (報告・討論・表決)
- 日程第12 平成30年請願第2号 (報告・討論・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第1号 (説明・表決)
- 追加日程第 2 意見書案第2号 (説明・表決)
- 日程第13 平成30年陳情第1号 (報告・質疑・討論・表決)
- 日程第14 認第3号から日程第21 認第10号 (説明・付託)
- 日程第22 報告第6号 (報告)
- 日程第23 議案第56号 (説明・表決)
- 日程第24 議案第55号 (説明・付託)
- 日程第25 平成30年決議案第1号 (説明・質疑・討論・表決)
- 追加日程第 3 議案第55号 (報告・表決)
- 日程第26 閉会中の継続審査の申し出について (表決)
- 日程第27 常任委員会の閉会中の継続審査について (表決)

○出席議員 (15人)

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 児玉朋也 | 2番  | 小田上尚典 |
| 3番  | 末広和基 | 4番  | 賀屋幸治  |
| 5番  | 北地範久 | 6番  | 西村一啓  |
| 7番  | 和田芳弘 | 8番  | 大井渉   |
| 9番  | 網谷芳孝 | 10番 | 藤井馨   |
| 11番 | 山崎年一 | 12番 | 細川雅子  |
| 13番 | 寺岡公章 | 14番 | 田中実穂  |
| 15番 | 山本孝三 |     |       |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市 長 入山欣郎

副市長  
教育長  
総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
監理課長  
土木課長  
会計管理者兼会計課長  
総務学事課長  
監査委員  
監査事務局長

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

太田勲男  
大石泰  
吉岡和範  
香川晶則  
米中和成  
坪浦伸泰  
高津浩二  
橋村哲也  
中村一誠  
三原尚美  
豊原学  
古賀正則  
野島等  
真鍋和聰  
薬師寺基夫  
田中宏幸

中曾一夫  
加藤豪

10時00分 開議

○議会事務局長（中曽一夫） 御起立ください。

○議長（児玉朋也） ここで、さきの北海道胆振東部地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、黙祷をさげたいと思います。

○議会事務局長（中曽一夫） 黙祷。

〔黙祷〕

○議会事務局長（中曽一夫） 黙祷を終わります。着席ください。

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、15番、山本孝三議員、2番、小田上尚典議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第3〔一括上程〕

議案 第50号 宮島競艇施行組合理約の変更について

議案 第53号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第50号宮島競艇施行組合理約の変更について及び日程第3、議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

総務文教委員会議案審査報告書

平成30年9月7日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第50号 | 宮島競艇施行組合理約の変更について      | 原案可決  |
| 議案第53号 | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号） | 原案可決  |

平成30年9月10日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） おはようございます。

それでは、9月7日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件につきまして、10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要及び結果について、審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「護岸の強度が不足している箇所が数百メートルにわたりあると公表されている。補強工事は国が行うものであるが、早急な対応を促すなど、市は国への要望を行っているのか。また、それに対する国の返答や対応について伺う」との質疑に対しまして、「国が策定した、小瀬川水系河川整備計画において、堤防の高さや断面を確保して河道の流下能力を向上させる対策を実施する箇所のうち、築堤の必要がある箇所として、大竹市側にある左岸では比作地区約200メートル、右岸では、小川津地区約200メートルとなっている。早急に築堤等の対策を講じるよう、国に要望活動を毎年行っている」との答弁がございました。

次に、「このたびの7月豪雨では、ダムへの流入量が洪水操作の範囲内におさまったが、それぞれの観測所の最大水位の数値が少しでも上がれば被害が生じていたように思われる。弥栄ダムの現在の放流規定について伺う」との質疑に対しまして、「このたびの豪雨では、弥栄ダムの最大放流は毎秒300立米となっている。ダムの流入量が毎秒2,600立米までであれば毎秒300立米を継続しながら最大でも毎秒600立米を放流できると規定がある。しかし、毎秒600立米を放流すれば、小川津観測所、両国橋観測所の避難判断水位（レベル3）を超える危険性がある。ダムの流入量が毎秒2,600立米を超えると、貯水量が増加するため、流入量と同量を放流する規定となっている。そのような場合には既に下流の水位が上昇し、洪水危険値を超えていると思われるため、避難していただく方法をとる。具体的に市では、警察、消防、市の広報車等で対象地域住民に避難を呼びかけることとなる」との答弁がございました。

次に、「ダムの放流について、ダム管理者には周辺住民への周知が義務づけられている。今回の7月豪雨では、どのような方法で住民に周知され、周知の確認は誰が行ったのか、小瀬川、渡ノ瀬、弥栄の3つのダムの放流に関して、市の対応について伺う」との質疑に対しまして、「3カ所のダムについては、同じような対応がとられている。管理者は各ダムの下流に設置してある警報装置でサイレンにより周知するとともに、広報車で下流に向けて案内する。ダムは行政機関に対して、事前に放流情報を伝える。その情報を受けて、市は住民に対し、避難情報等、それぞれの段階に基づく勧告や指示を発令する。また、防災無線放送や防災メールによる案内や自治会長に連絡を行う。このたびの7月豪雨では、栗谷地区に避難指示を出したため、対象者へは市職員が戸別に訪問し、周知した」との答弁がございました。

次に、「ブロック改修工事の対象となっている施設には学校施設もある。一括して設計業務委託を行って建設した施設が建設基準法に適合していないことは考えられない。今後

も施設を建設する中で、附属の設備が建築基準法施行令に適していないものが設置されるのではないかと、今後の対応について伺う」との質疑に対しまして、「工事の監理においては、建築基準法に合致していないものは施工してはいけません。今後も建築基準法を遵守をしていく。建築基準法に合致していないものに関しては対応していかなければならない。しかし、今回対象となっているものについては、建築基準法施行令に書いてあるもの以外のチェック部分について適合していない部分があった。法律でも読み取れない基準の変更や考え方について県の建築部門と相談の結果、あがってきたブロック塀が補正予算の対象となっているものもある」との答弁がございました。

次に、「災害復旧費の財源措置について伺う」との質疑に対しまして、「災害復旧工事の財源は、補助事業は国庫補助金と地方債で、単独事業は地方債である。補助率は、農業用施設及び林道施設は2分の1、公共土木施設は3分の2である。また、地方債の交付税措置は、補助事業は借りの額の95%、単独事業の場合は半分程度となる見込みである。単独で行う災害対策工事の額は2億円弱である」との答弁がございました。

次に、「市道大迫谷尻線は、現在、谷和から栗谷方面へ向かう道路について通行どめになっているが、復旧工事の工期と開通時期について伺う。また、広原地区の県道460号栗谷河津原線の通行どめに関して、広島県からの報告はないか伺う」との質疑に対しまして、「大迫谷尻線の谷和から栗谷に向けては、国の災害査定を受けて事業の詳細を確定し事業に着手することとなるため、明確には示さないが今年度内の開通を目指している。県道460号栗谷河津原線については、広島県が既に復旧に着手しており、終了時期は9月末の見込みであるが、若干前後する可能性もある」との答弁がございました。

次に、「ブロック塀改修工事の対象が21カ所となっている。市内にはまだ改修が必要であるブロック塀があると思うが、残りはいつごろ改修を見込んでいるのか伺う」との質疑に対しまして、「基準に合致していないブロック塀はほかにもあるが、既存の予算で対応できるもの、または、今年度、来年度予定しているほかの工事と絡めて改修できるブロック塀は、今回補正予算には含めていない」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第50号宮島競艇施行組合規約の変更についてでございますが、本件では、「企業団となれば企業長に権限が集中し、議会機能が損なわれ歯どめがきかなくなるのではないかと伺う」との質疑に対しまして、「現在の管理者である廿日市市長が企業長に、副管理者である大竹市長が副企業長となり、経営については変わることはない。公営企業法を適用した場合、財産取得などで法の規定により議会の議決を必要としない部分はある。しかし、市の組織でいえば、現在の水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業と同じ関係になるため、議会機能は損なわれるものではない」との答弁がございました。

次に、「企業団という利益、利潤を追求する印象を受ける。現在の施行組合とは異なるのではないかと伺う」との質疑に対しまして、「もともとモーターボートレース事業は収益を求めるものであり、収益がないと配分もできない。法を全部適用する一部事務組合を企

業団というもので、企業団となっても変わらない」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
これより、一括討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております、本2件を一括採決いたします。  
本2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本2件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第10〔一括上程〕

認 第 2号 平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第47号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第48号 大竹市家庭的保育事業等の設備の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第49号 大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について

議案第51号 平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第52号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第54号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第4、認第2号平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから日程第10、議案第54号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。  
生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

## 生活環境委員会議案審査報告書

平成30年9月7日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件名                                      | 審査の結果        |
|--------|-----------------------------------------|--------------|
| 認 第2号  | 平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について             | 認 定          |
| 議案第47号 | 大竹市税条例等の一部改正について                        | 原案可決         |
| 議案第48号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決         |
| 議案第49号 | 大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について  | 原案可決         |
| 議案第51号 | 平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について        | 原案可決<br>及び認定 |
| 議案第52号 | 平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について     | 原案可決<br>及び認定 |
| 議案第54号 | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）            | 原案可決         |

平成30年9月11日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、9月7日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件につきましては、11日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。

まず、議案第51号平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第52号平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認第2号平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についての3件は一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「平成29年度予算書に記載の事業計画変更（第15回）資料作成業務について、決算書に記載がない理由と実施状況及び業務内容等について何う」の質疑に対しまして、事業計画変更（第15回）資料作成業務については、平成27年度の下水道法改正に伴い、

平成30年11月中旬までに事業計画の変更が必要になったための業務である。現在、平成29年度から平成30年度に繰り越しをして作成中であり、決算書には記載されていない。同法改正に伴い、項目の追加があり、そのほか、事業期間、計画人口、計画汚水量等の変更を行う業務内容である」との答弁がございました。

次に、「新町雨水排水ポンプ場について、放流先となる小瀬川の、関係機関との協議状況について伺う。また、昨年12月議会で、補正予算措置をした同ポンプ場の用地買収について進捗状況を伺う」との質疑に対しまして、「小瀬川への雨水の放流について、どのような方法、構造であれば認められるのか、具体的な計画案を示す段階に至っておらず、太田川河川事務所等関係機関との協議はできていないが、計画案ができ次第、協議を進めていきたい。また、用地買収については、昨年補正予算措置の議決を得て交渉に当たってきたが、現在のところ、契約ができる状況には至っていない。引き続き、関係者との調整を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、「新町雨水排水ポンプ場に接続される予定である大竹1号雨水幹線上流域の水路内に露出し、断面阻害している下水取付管の調査について、現在の状況を伺う」との質疑に対しまして、「本町2丁目地内の水路内について、下水取付管の調査を実施しており、流水を阻害するおそれがあるものを5カ所確認できている。今年度、現地の試掘調査、高さの調査をし、現在の状況を解消するための方法を検討することとしている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第47号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、「本件では、今回の条例改正を受けて、所得税法との関連であるが、公的年金控除が一律10万円引き下げられるとのことである。公的年金収入がある方の介護保険料段階が変わることがないか、その影響について伺う」との質疑に対しまして、「介護保険料は、本人の収入や所得、本人及び世帯の市民税課税状況に応じて11段階に分かれている。6段階より上の本人課税の方については、法改正により一つ上の段階に位置づけられる場合があると考えている。ただし、これは平成33年度から適用されるものである」との答弁がございました。

次に、「法改正による公的年金控除の引き下げは、介護保険事業計画が第7期から第8期に変わるタイミングと重なると思う。介護保険料の負担増加が見込まれる方について、国で負担の権限に向けた取り組みはあるのか伺う」との質疑に対しまして、「現在のところ、特に聞いている情報はない。第8期介護保険事業計画の初年度となるので、保険料改定の検討の際に、国による対応がなければ市としての対応を検討することになる。ただし、該当する方は所得の高い層の方であり、その負担を軽減することで全体の保険料を押し上げることになるので、保険料水準がどうなるかを考えながら対応を検討していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「たばこを市内のコンビニなどで購入した場合、本社は市内にないと思うが、そのたばこ税はどこが課税することになるのか伺う」との質疑に対しまして、「市内の店舗

で販売されたものについては、大竹市で課税されるものとなる」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略いたします。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第48号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第49号、大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「さかえ子育て支援センターの開館時間は事実上9時30分から12時と、13時30分から16時30分で運用がされている。この時間に設定した経緯、及び、いつからこの時期と時間となったのか伺う。また、市のホームページ上では、開館時間が10時から16時30分までと掲載されているが、子育て支援センターを運営するひまわり福祉会のホームページでは9時30分から12時と13時30分から16時30分とされており、時間が異なっている。ホームページの更新がされていない理由を伺う」との質疑に対しまして、「さかえ子育て支援センターは、平成23年度からひまわり福祉会が指定管理者として運営している。開館時間の変更の経緯については、平成29年3月にひまわり福祉会より来館者の希望と利用実態をもとに、午前中は早い時間からの利用希望者が多いため、従来の10時から9時30分へ、午後は、午睡、睡眠でございます、食事と重なる13時からの利用者が少ないため13時30分へ、と時間変更の要望があった。これを受け、平成29年4月から試験的に開館時間を変更し、運用してきた。また、ホームページ上は、議決前であり、条例どおり10時からの開館として掲載しており、時間の変更については議決をいただいた後、直ちに対応する」との答弁がございました。

次に、「さかえ子育て支援センターは、利用状況を鑑みて、開館時間を変更するのであれば、同じく子育て支援センターである立戸のどんぐりHOUSEの利用状況と、開館時間の変更される可能性があるのか伺う」との質疑に対しまして、「どんぐりHOUSEにおいても午前のほうが利用者が多い状況である。こちらは施行規則で開館時間を規定している。このたびの条例改正の議決がいただければ、どんぐりHOUSEの開館時間も同様に改正をする」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略いたします。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第54号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、認第2号は認定、議案第47号から議案第49号及び議案第54号の4件は原案可決、議案第51号及び議案第52号の2件は原案可決及び認定であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 平成30年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

日程第12 平成30年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第11、平成30年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択について及び日程第12、平成30年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書採択についてを議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名  | 審査の結果 | 付託年月日    |
|----------------|--|-------|----------|
| 平成30年<br>請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について                        | 採 択   | 30. 9. 7 |
| 平成30年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書採択について | 採 択   | 30. 9. 7 |

平成30年9月10日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは、去る9月7日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました請願2件につきましては、9月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

平成30年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてでございます。本件は、大竹市職員労働組合執行委員長、榎原研介氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「地方自治体は子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。こうした状況にもかかわらず、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指す必要がある」というものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「本請願は地方財政の充実・強化を要旨としている。大竹市においても税財源の充実、確保について、全国市長会を通じて、国に税財源等の充実について提言をしている。今後もこの取り組みを続けていく。また、意見書における緊急防災・減災事業は7月の西日本豪雨災害によりさらに必要性が高まると考えられる。緊急防災・減災事業債の拡充や恒久化を引き続き求めていきたい」というものでございました。委員に質疑を求めたところ、質疑はなく、質疑を終結し、続いて討論に入り、採択の立場で一人の委員から討論がございました。その内容は、「地方交付税の確保や一般財源の安定的確保は安心・安全なまちづくりの必須条件であり、そのような観点から採択すべき」というものでございました。討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

続きまして、平成30年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育国庫負担制度の2分の1の復元に係る意見書採択についてでございます。本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、小玉健次郎氏及び広島県教職員組合大竹廿日市支区支区委員長、平野克博氏から提出された請願でございます。その趣旨といたしましては、「日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うために30人以下学級とすること。教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国の負担割合を2分の1に復元すること」というものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「少人数学級では、児童生徒一人一人の状況を把握し、個を生かした指導や支援など、きめ細かな対応が可能となる。また、児童の学力向上、いじめ・不登校等の諸問題に対する効果的な取り組みが期待できる。教職員数がふえることで、力量ある人材確保が課題になると思われるが、少人数学級の推進についてお願いしたい。義務教育費国庫負担制度2分の1復元について、

結果的に教職員の給与費以外で広島県の教育費がふえ、大竹市においても生徒児童の安全・学力向上等に係る教育施策の充実と教育水準の向上が期待できることであればお願いしたい」というものでございました。委員に質疑を求めたところ、「大竹市において、正規教員の過労を防ぐため、また、教育内容の向上のため、各学校に支援員を配置しているが、配置状況について何う」との質疑に対しまして、「支援員には学級支援員と特別支援教育支援員の2種類がある。学級支援員は市内の小学校には8名、中学校には4名配置し、児童生徒の学習環境の改善に効果があると考えている」との答弁がございました。次に、「少人数学級の推進について、教育委員会としても文部科学省に改善措置を求めているか何う」との質疑に対しまして、「全国都市教育委員会で広島県を通じて要望し、市長会においても毎年度要望している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、続いて討論に入り、採択の立場で1名の委員から討論がございました。その内容は、「計画的に定数改善化が図られ、豊かな教育環境を整備するために、予算措置を要望するための請願であり、少人数学級の移行や健全な教育行政を目指す上で趣旨は理解できるため採択すべき」というものでございました。討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願2件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

挙げていました、済みません。

11番、山崎年一委員。

○11番（山崎年一） ただいま審議しております、議題となっております平成30年請願1号、2号について、通告に従いまして討論を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

初めに、地方財政の充実、強化を求める意見書でございますが、ただいま委員長のほうから報告がございましたように、私ども、総務文教委員会で審議をさせていただきました。現在、地方自治体は相次ぐ台風被害や豪雨被害、地震などさまざまな災害による復旧や環境対策に追われています。本市においても豪雨による被災箇所は140カ所にも及び、多額の災害復旧費や防災対策費を議決したところであります。また、高齢化による医療介護、子育て支援など、社会保障費の増大や人口が減る地方の交通網をどのように整備していくのかなど、今後も財政的な負担の増加が見込まれる状況でございます。

一方、公共施設の老朽化やインフラの老朽化など、再整備の課題も大きな問題として議論をされている最中でございます。そういった中で、政策課題に対応する目的で積み立てられている自治体の基金をターゲットとし、地方交付税の削減が懸念されております。必要な公共の福祉や環境を提供するために工夫を重ね、財源を確保するのが地方自治体の役割と考えます。今後、地方自治体が担うべき役割が大きく、それらにかかわる財政の需要はますます拡大していくものと思われまます。そのような現状において、効率的で効果的な行財政運営を構築するためにも、地方交付税の確保や一般財源の安定的な確保は安心・安全のまちづくりの必須条件であります。

続きまして、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択に賛成の立場で討論をいたします。

本市においても、豊かな教育を保障することは社会基盤形成の根本であります。そのような観点から、将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であります。授業時間や指導内容の複雑化が進み、いじめ、暴力行為や不登校、児童や生徒の指導内容の課題の深刻化、障害のある児童生徒や日本語指導など、特別な支援を必要とする子供たちの増加など、問題が多岐にわたっています。これらの解決に向けた対応を進めるため、計画的な定数改善などが必要と考えられます。また、小泉政権による三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体財政が圧迫され、非正規雇用者の増大など、教育条件の格差が生じたと言われております。日本の将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であります。一人一人の能力や資質を伸ばし、それぞれの子供たちに応じたきめ細やかな学習指導を確立するためには少人数学級の実現は避けられません。本意見書は計画的な定数改善が図られ、豊かな教育環境を整備するための予算措置を要請するための請願であります。少人数学級の移行や健全な教育行政を目指す上で請願の趣旨は理解できることから採択すべきと考えます。

以上、2件につきまして、賛成の御意見を発表させていただき、賛成討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本2件を採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、採択であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は採択と決定しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号及び意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから職員をして意見書案を配付させますのでしばらくお待ちください。

ただいま職員をして意見書案第1及び意見書案第2号を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について**

追加日程第1、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） 意見書案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、トップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。インセンティブ改革とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものでございます。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかでございます。このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要でございます。このため、政府に以下の事項の実現を求めま

す。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には自治体財政に与える影響を十分検証した上で代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市長村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております意見書（案）第1号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第2 意見書案第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について**

追加日程第2、意見書案第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） 意見書案第2号、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）

平成23年度より小学校2年生以上を対象とした35人以下学級の拡充については、昨年に続き平成30年度も国で予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き上げる必要があります。文部科学省が実施した、今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかでございます。

社会状況等の変化により、学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応なども課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて計画的な定数改善が必要でございます。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。平成29年9月時点統計でございます。また、

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

よって政府におかれましては、平成31年度の予算編成に当たり、次の事項について実施されますよう要望いたします。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書（案）第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 平成30年陳情第1号 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める  
陳情

○議長（児玉朋也） 日程第13、平成30年陳情第1号市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

生活環境委員会議案審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                        | 審査の結果 | 付託年月日     |
|----------------|----------------------------|-------|-----------|
| 平成30年<br>陳情第1号 | 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情 | 不採択   | 30. 3. 26 |

平成30年9月11日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは去る3月26日の本会議におきまして、生活環境委員会へ御付託いただきました陳情1件につきましては9月11日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

平成30年陳情第1号市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情でございます。

本件は、宮本邦生氏ほか78名から提出された陳情で、陳情項目として、1つ目に既存の市営アパートについて速やかにガス業者の公募を行い、ガス価格の適正化を図られたいということ。2つ目に、現在のルールでは、共同住宅である市営アパート入居者おのおのには事実上、ガス業者選択の自由がない。については、市営アパートにおいてガス料金の適正化を担保するため、一定期間ごとに業者の再公募等のルールをつくられたいといった2点を求め、陳情されたものでございます。

まず、3月26日の初めての審査におきまして、本件に対する執行部の考えを伺ったところ、「LPガス料金は自由料金制であり、原料の仕入れ価格や供給コストや消費量、また、配送コスト、保安サービス等によって価格差が生じる。このため、市営アパートにおけるガス料金を単純に比較して、高いほうの料金が適正価格ではないとは言えないと考えている。価格に疑念があれば、まずは入居者からガス供給事業者にお問い合わせをしてもらい、ガス料金の算定方法等について説明を求めてもらう必要があると考えている。ガス供給事業者に対しては、料金透明化に向けて標準的な料金メニューの公表や消費者等からの問い合わせに適切に対応するよう、国が指針を示しており、全国のLPガス協会等も取り組んでいるところである。こうしたことを踏まえ、ガス料金の算定方法等について、消費者に納得が得られるよう、説明をすべきなのはガス供給事業者であると考えている。

次に、公募について、既に入居者が個々にガス供給事業者と契約している状況の中、ガス料金に差があることについて、中立の立場である市が、民と民の契約に介入することは適切でないと考えている。ガス供給事業者を変更するためには、入居者が現在の事業者に解約を申し出て、新たな事業者と契約を行う必要がある。市営住宅の管理者である市としては、入居者の総意のもと、ガス供給事業者を変更することについて、これを拒むものではなく、また、入居者がガス供給事業者を自由に選択することを制限しているものではない。こうしたことから、市が既に入居者と契約をしているガス供給事業者を再度公募するということはない。したがって、一定期間ごとに業者を再公募等するルールをつくることについては、今のところ考えていない。入居者の総意、責任においてガス供給事業者を選定、変更してもらうというのが最もよい方法ではないかと考えている」というものでした。

委員から、「他市等の状況などを確認しないと判断はできないので、継続審査とすべき」旨の閉会中の継続審査の意見が出され、継続審査とすべきものと決しております。

続いて、5月25日の第2回目の審査におきまして、前回の審査を踏まえ、他市の状況等と民と民との契約などに市が介入できないという根拠について、執行部から報告を受けたところ、「1点目に、他市等の状況について確認した結果、まず、ガス料金については1市が一度調査をしているということであった。次に、ガス供給事業者を変更した事例があるかについては、変更した事例があったが、それは市ではなく、入居者による変更であるということであった。2点目に、ガス供給事業者と入居者の契約へ市が介入できるかどうかについては、民と民との契約に関して、第三者が入るという法律は存在しない。入居者が弁護士等の代理人を立て、料金交渉などを行うことは可能と思われるが、公の立場である大竹市及び市職員が代理人になることはできないと判断している」というものでございました。

委員から、さらに詳細な調査、検討が必要と考えられるため、継続審査とすべき旨の閉会中の継続審査の意見が出され、継続審査とすべきものと決しております。

そして、3回目となる今回の審査におきまして、前回での審査を踏まえて、他市町への掘り下げた調査の状況、協議場所の提供など、市として何ができるかなどの再検討の状況を執行部に確認したところ、「業者変更を行った事例のある11市町に対して、詳細な聞き取りを行った結果、大半が平家住宅での変更であった。集合住宅での業者変更の事例については内容を把握していない、また、建てかえに伴うもの、あるいは、ガス供給事業者の統合によるものなどがあり、このうち参考になるものとしては2件で、入居者が回覧板により決裁をとる形で業者を変えたようであるといったものと、入居者全員の同意書をもとに、管理人が交渉に当たったようであるといった事例であった。もう一点として、入居者に対し、市として何ができるかについて再検討したことの回答として、協議場所の提供については集会所がある。また、平成27年に広島県が公営住宅の入居者自治会に通知をした事例があることを踏まえ、大竹市においても、入居者へ『必要に応じてLPガス供給事業者を入居者の皆さんの選択で変更することができる』旨の通知をすることを考えている」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、質疑はありませんでした。

続いて、取り扱い等について意見を求めたところ、全委員から不採択とすべきとの発言がありました。よって、審査の結果、本件は不採択とすべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 委員長にお伺いするんですが、現在、違うガス業者がガスを供給するために市の土地、施設を使っております。ガスポンペを2階へ上げたり下げたり。この施設は業者には市は無償で提供している。それとも、有償で年間使用料幾らというふうな取り決めをして、業者が負担をされて、その金は市のほうに上納されているという状況なのかどうか、そこのところを審査の過程での関係で明らかになったのは聞かせてもらいたい。それで、今後は、入居されている人が業者の選択はできるというふうに今報告を聞いたんです。それまで。その場合には、配管その他、業者のほうでも負担されて、入居者が困ることのないようにされるということが前提になる。その場合に選択された入居者のために、市はガスの供給施設を今、使っておられる業者を排除するのか、新たにその施設をまた無償なり、有償なりでつくるということになるんですか、どうなるんですか。ポンペを利用するということになるんですか。各階にガスを供給するパイプでも引くというふうなことは非常に難しいと思うんです。そういうものは、技術的なことを含めて、入居者のほうに選択権があるというても、事実上、それが技術的にも無理だというふうなことがわかつたのに選択権は入居者にあるというようなことを言うて、それで、同じ入居されている人が選択権はない、事実上、今競争の時代に、事前のお話もなしに高いガスを使わないけん。一方じゃあ、安いガスで喜んでおられるというふうなことはいつまでも続くこと自体に私はどうも合点がいかんことです。今のことについて、委員会等で審査をされて、御苦労されましたが、もしわかればひとつ教えてもらいたいんです。

○議長（児玉朋也） 14番、田中議員。

○14番（田中実穂） 今、山本議員のほうから質問がございました、質疑がございました。我々、生活環境委員会としては、2月の委員会以降、2回含めて3回になるんですけれども、執行部のほうに他市町の状況等しっかり調査をしていただくようにと、また、どういう市として支援ができるかということもあわせてお願いをしたところでありまして。執行部のほうでいろいろと調査をしていただいて、その結果が先ほど私が報告したような状況で、他の市町においても民と民のその契約について公である大竹市が、あるいはまた、職員がそこに介入することはなじまないということで回答をいただきました。そして、委員会としても全委員の皆さんに意見をお願いしたところ、いろいろと調査をして、その上でどこの市町もそういう状況であるならばということでも不採択となったわけでありまして。

ただ一つ、入居者の総意によって、そして、ガスの供給事業者と交渉できる、そしてまた、ガスの供給事業者側もきちっと市民に説明する責務があるということは国のほうからも通達が来ているということでもございますので、あとはしっかりとそういう市民に許され

る権限というものをしっかりと使っていただいて、そういう乖離に向けての動きというものをを出していただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 私が最初にお聞きしたことについては、話が長かったので、そこまでの話は議論の過程ではなかったんですね。はい。わかりました。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 今委員長のほうから非常に詳しく回を重ねてこの陳情者、入居者の思いを執行部との意見交換なり、今後の対応策なり、解決策について随分苦労されながら結論を得られたというふうに思うんですが、ただ、私は率直に言って、業者と入居者との関係で、市が介入することはできないという執行部側の意見ですね。しかし、現在の業者は市が値段はともかくとして、業者の営業活動を市の土地を提供し、便宜を図るということで最初からもう業者を選定するというのは市を選定をして決めているわけだから、それを入居する人が申し込みをする段階、許可を受けた段階で、入居者の生活を始めるという段階では、既に供給業者も決まっているし、市のほうもそのことを前提として入居者への対応を今までずっとやってこられたわけで、これは出発点のところでもう一度市と業者と入居者の間でよくよく話し合ってみないけんのじゃないんですか。そのところは、わしは知らんよと、あとは業者と入居者の間で解決してくださいというのは何か。施設そのものも市のものですから、最初に業者を決めたのも市の判断でお決めになったのだから、その問題がスタートして今日に至る過程で今のような問題が派生的に出てきているわけですから、もう一度スタートに返って、三者でやっぱりどうしたらええか協議をしながら、市として幾らかでも協力できる部分があれば協力しましょうと、業者のほうも譲るべきところがあれば譲りましょうというふうなこの条件づくりというか、円満解決の方向の糸口をつくる上で市が第三者の問題だから介入できんぞというようなことを言わんと、スタートに返って考えてみたらどうですか。私はそういうふうに思うんだよね。だから、いきなり不採択にして、あとは入居者とか、業者の間で自主的に問題を処理しなさいというような突っぱねた対応じゃあ、大竹市の住宅行政、よしとは言えんのじゃないですか。だから、私はこの今は陳情不採択というような結論を出さんと、結論を、さらなるやっぱり円満解決の方向で考えたらどうかというふうに思いますもので、私の思いを述べさせていただきます。だから、この不採択じゃという扱いをしないほうがいいというのが私の意見です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

ここで念のため、御説明いたします。

委員長の報告は不採択ですが、ここでは採択すべきかどうかを諮ることになります。採決に当たっては委員長の不採択の報告にかかわらず、陳情第1号を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[発言する者あり]

○議長（児玉朋也） 本件の陳情の賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（児玉朋也） ありがとうございます。

起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14～日程第21〔一括上程〕

認 第 3号 平成29年度大竹市一般会計決算

認 第 4号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 5号 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 6号 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 7号 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第 8号 平成29年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第 9号 平成29年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第10号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（児玉朋也） 日程第14、認第3号平成29年度大竹市一般会計決算から、日程第21、認第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長（太田勲男） 認第3号、平成29年度大竹市一般会計決算から、認第10号、平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

平成29年度の我が国の経済は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復基調が持続しておりました。本市においては、法人市民税が前年度に比べ減少したものの、企業の設備投資などにより固定資産税が増加したため、市税総額は前年度に比べて増加となっております。しかしながら、人口減少等により今後市税は減少傾向が続く見込みであるため、大規模な建設事業の実施につきましては、防衛省再編

交付金を初め、国、県支出金を有効に活用しながら地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

それでは、平成29年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策、大竹を愛する人づくりにつきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進いたしました。主な取り組みといたしましては、中学校教育振興事業として、中学校3年生の英語検定の受験に要する費用を助成することで、英語学力の向上や学習意欲の向上を図りました。また、読書活動推進員の配置による読書活動推進事業、学級支援員の配置による学習環境サポート事業などにより教育環境の充実に努めてまいりました。

第2の施策、生活基盤が整ったまちづくりにつきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めました。主な取り組みといたしましては、晴海臨海公園整備事業として、大型複合遊具や健康遊具などを設置し、幅広い年齢層の方が訪れる公園の整備を進めてまいりました。また、市営住宅御園団地整備事業として、昨年度に引き続き、御園6号アパートの建設工事を行い、良質な住宅の整備に取り組んだところでございます。

第3の施策、安全なまちづくりにつきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。主な取り組みといたしましては、防犯対策事業として、安全なまちづくりの推進のため、新たに防犯カメラを2台設置したところでございます。また、急傾斜地崩壊対策事業として、市内の急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊防止対策工事を行い、安全で住みやすい生活環境の整備に取り組んだところでございます。

第4の施策、安心できるまちづくりにつきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、病児保育運営委託事業として、市域を越えて病児・病後児保育の利用を可能とするため、広島広域都市圏内で相互利用に関する協定を締結し、子育て支援の充実に図りました。また、健康づくりの推進として、健康診査や定期予防接種の実施などの事業を行ったところでございます。

第5の施策、こころにゆとりを感じるまちづくりにつきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、また、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、総合市民会館改修事業として、空調設備や身体障害者用トイレの改修、総合体育館トレーニングルームのトレーニング機器を更新するなど、利用者の環境改善に取り組んだところでございます。

第6の施策、行政・社会の仕組みづくりにつきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組みました。主な取り組みといたしましては、大竹会館改修事業として、改修の方向性を決定するため、老朽化している大竹会館の改修計画を策定いたしました。また、協働のまちづくり推進事業として、市民活動団体が地域の課題解決のためにみずから提案、実施する事業を公募し、助成金を交付することにより、市民活動の自主性の向上を推進したところでございます。

続きまして、平成29年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

まず、認第3号平成29年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が133億5,760万6,000円でしたが、市営住宅御園団地整備事業など繰り越し分の増加や補正予算による増加により、最終予算の総額は154億5,944万円となり、当初予算と比べますと15.7%の増加となっております。

歳入総額は144億965万7,248円で、予算に対して93.2%の収入割合となりました。一方、歳出総額は143億7,038万9,430円となり、その執行率は、前年度からの繰越事業費を加えて93%となっております。

この結果、当年度の形式収支は3,926万7,818円の収入超過となりましたが、翌年度への繰越事業費に充てる1,850万7,000円を差し引いた残額2,076万818円が平成29年度の実質収支黒字額となっております。

なお、この歳計剰余金につきましては1,400万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り676万818円を平成30年度へ繰り越ししております。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に詳細を記してございますので省略をさせていただきます。

次に、認第4号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額39億6,552万2,838円に対し、歳出総額39億6,401万6,877円となり、形式収支及び実質収支は150万5,961円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、共同事業交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は保険給付費、共同事業拠出金などでございます。

歳計剰余金については、80万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り70万5,961円を平成30年度へ繰り越ししております。

次に、認第5号平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに3,162万1,368円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

続いて、認第6号平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに4,174万121円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第7号平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額8,248万7,239円に対し、歳出総額5,808万2,478円となり、形式収支及び実質収支は2,440万4,761円の黒字となりました。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金で、歳出は施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第8号平成29年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額3億2,560万8,042円に対し、歳出総額9億3,706万9,890円となり、差し引き6億1,146万1,848円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきまして、翌年度の歳入

を繰り上げて充用いたしております。この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金で、歳出は晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費でございます。

次に、認第9号平成29年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額25億2,945万4,597円に対し、歳出総額24億4,608万7,395円となり、形式収支及び実質収支は8,336万7,202円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などがございます。

歳計剰余金については、5,351万6,852円を自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り2,985万350円を平成30年度へ繰り越しいたしております。

最後に、認第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額4億5,106万2,759円に対し、歳出総額4億4,988万8,878円となり、形式収支及び実質収支は117万3,881円の黒字となりました。この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金などがございます。

以上が、平成29年度の各会計における決算の概要でございます。

次に、平成29年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額143億1,203万5,000円に対し、歳出総額は142億4,836万2,000円となりました。1,850万7,000円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支は4,516万6,000円の黒字となっております。

性質別歳出についてみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は前年度と比べ2億96万1,000円減の65億2,710万7,000円となっております。扶助費が生活保護扶助費の減などにより1億1,222万円減少、公債費が6,452万3,000円減少したことによるものがございます。投資的経費は、玖波小学校施設整備事業が終了したことなどにより前年度と比べ、4億6,318万9,000円減の21億4,307万8,000円となっております。

なお、平成29年度末の地方債残高は207億2,066万円となり、前年度末に比べ9,123万2,000円減少しております。義務的経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ0.3ポイント増の97.3%となっております。

国が示した地方創生に向けた、まち・ひと・しごと創生の取り組みによる期待感の一方で、依然として国の厳しい財政状況は続いており、経済財政諮問会議において、地方自治体の基金残高の増加を理由に地方交付税の削減が議論されるなど、地方の一般財源を抑え込む動きもございます。本市においては、これまでにさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、ふえ続ける社会保障費を捻出するためには、歳入確保のみでは賄い切れません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など、施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う、笑顔・元気・

かがやく大竹の実現に向け、よいまちづくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、各会計の決算につきまして、十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（児玉朋也） この際、監査委員から決算審査の意見の説明を求めます。

監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成29年度大竹市一般会計及び各特別会計の決算審査の概要と意見につきまして御説明申し上げます。

審査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものであり、平成30年8月17日から8月30日までの期間で行いました。

市長から送付されました各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を会計管理者保管の諸帳簿及び証書類と照合する等により実施するとともに、予算の執行が最少の経費で最大の効果を上げるように運営されているかどうかという視点からも慎重に審査いたしました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも地方自治法並びに関係法令に準拠して調製されており、かつそれらの計数は関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であることを認めました。

それでは、審査の概要につきまして御説明いたします。

審査意見書3ページの第1表、決算額の推移をごらんください。

各会計を通じた決算総額は歳入218億3,715万4,000円、歳出222億9,889万6,000円で、歳入歳出差引額は4億6,174万2,000円の赤字となっております。

決算収支の状況でございますが、4ページの第2表で示すように、形式収支から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は4億8,024万9,000円の赤字となっております。当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も7,789万6,000円の赤字となっております。

次に歳入の収納状況でございますが、5ページの第4表をごらんください。

当年度の不納欠損額は、一般会計が1,078万9,000円で、前年度に比べ40万2,000円の増、特別会計全体が991万4,000円で前年度に比べ159万7,000円の減となっております。

収入未済額は一般会計が2億225万2,000円で前年度に比べ78万4,000円の減、特別会計全体で1億2,346万5,000円で前年度に比べ84万6,000円の増となっております。収納率は一般会計が98.5%で、前年度に比べ0.1ポイント低く、特別会計全体では前年度と同じ98.2%となっております。

次に市債の現在高の状況についてですが、7ページの第7表をごらんください。

当年度末現在高は260億2,323万4,000円となっております、この内訳は一般会計が207億2,066万円、特別会計3会計が合わせて53億257万4,000円で、その主なものは土地造成特別会計の50億5,779万8,000円となっております。当年度末現在高は前年度末現在高より3

億7,683万6,000円減少しております。

続きまして、財政状況についてですが、8ページの第8表をごらんください。

普通会計での実質収支比率は、財政収支の均衡を見るために用いられるもので、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示されますが、当年度は0.6ポイントで、前年度に比べ1.2ポイント低くなっております。財政力指数は前年度と同じく0.82で、この指数が高いほど財源に余裕があるものとされておりますが、平成25年度以降、減少傾向にあります。

次に、経常収支比率ですが、財政構造の弾力性を見るもので、比率が低いほど経常余剰財源が大きく、財政構造に弾力性があるものとされております。当年度の比率は97.3%で、前年度に比べ0.3ポイント高くなっております。

次に、公債費比率ですが、標準財政規模に占める公債費の一般財源所要額の割合を見ようとするもので、比率が高いほど財政硬直化を示す指標の一つとされておりますが、当年度の比率は18%で前年度に比べ0.9ポイント低くなっております。

最後に、実質公債費比率ですが、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標で、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合をあらわすものですが、当年度は16.7%で前年度に比べ0.9ポイント高くなっています。

それでは一般会計と特別会計の決算状況につきまして、もう少し詳しく見ていきたいと思えます。

10ページの第9表をごらんください。

一般会計の決算額は、歳入総額144億965万7,000円、歳出総額143億7,038万9,000円で、歳入歳出差引額は3,926万8,000円の黒字となっております。翌年度への繰越財源1,850万7,000円を差し引いた実質収支は2,076万1,000円の黒字となっております。前年度と比較してみますと、歳入が8億3,082万4,000円、歳出が7億4,711万1,000円、それぞれ減少しております。

11ページの第10表をごらんください。

歳入における自主財源は市税や寄附金、諸収入の増により、前年度に比べ3億7,675万7,000円増加していますが、依存財源は12億758万1,000円減少しております。主な自主財源である市税は13ページの第11表で示すように、前年度に比べて市民税が4,101万3,000円減少したものの、固定資産税が2億5,728万2,000円増加したことなどにより、全体では2億479万1,000円の増加となっております。

次に歳出ですが、25ページの第31表をごらんください。

款による増減はありますが、教育費が12億4,463万3,000円減少したことにより大きく減少しております。

続きまして、特別会計でございます。

37ページの第45表をごらんください。

特別会計全体の決算額は、歳入総額74億2,749万7,000円、歳出総額79億2,850万7,000円で、歳入歳出差引額は5億101万円の赤字で、翌年度への繰越財源はなく、実質収支も5億101万円の赤字となっております。前年度と比較してみますと、歳入総額が8,602万7,000円、歳出総額が8,647万5,000円、それぞれ減少しております。歳入歳出ともに減少

したのは、国民健康保険特別会計が歳入で1億8,380万2,000円、歳出で1億7,656万5,000円それぞれ減少したことが主な要因となっております。

以上、決算審査の概要について申し上げましたが、平成29年度の大竹市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、過去5年間では歳入歳出とも前年度に続いて2番目に大きい決算総額となりました。

まず、一般会計では、歳入における自主財源比率が過去5年間で最高の55.3%となりました。この背景には、大規模事業の完了による国県支出金や市債などの依存財源の減少もありますが、市税収入の増加等による自主財源の約4億円の増加がございます。財源の中の約4割を占める市税の収納率は97.4%と前年度より0.1ポイント上回っており、県内でも比較的高い収納率を維持しております。市税、国民健康保険料、介護保険料並びに後期高齢者医療保険料を合わせた不納欠損額も前年度と比べ減少しておりますことは、市長初め、職員の皆さんの力によるものと敬意を表するとともに、税負担公平の観点から、収納率向上に引き続き努められることを要望しております。

また、ふるさと納税制度について、返礼品に工夫を凝らし、魅力あるものを用意され、寄附金確保に取り組まれた結果、寄附金が前年度と比べ約3倍に増加したことは大変すばらしく、今後とも自主財源確保に職員全体で努力していただきたいと要望しております。

次に、歳出では、玖波小学校改築事業を完了したことにより、教育費が前年度の約4割に減少したことが歳出全体の減少に大きく影響しております。また、当年度は地方創生事業基金への積立金額が約6億円減少したことにより、総務費は前年度の約7割に減少しております。歳出のうち、増加している主なものでは、前年度に引き続き、市営住宅御園団地整備事業により、土木費が約1.4倍に増加しております。また、廿日市市との共同ごみ処理施設建設のため、広域処理事業負担金が前年度の約4倍に増加したことに伴い、衛生費が約1.5倍に増加しております。当年度は前年度の一時的な支出増の大きな要因が少なくなったため、歳出全体が減少しておりますが、前述のごみ広域処理事業のほか、今後本庁舎の耐震改修や大竹会館改修など、多額の経費を要する事業の実施が見込まれており、市民の理解を得ながら、バランスのとれた財政運営の確保に向けて職員を挙げて努力される必要があると考えます。

特別会計では、前年度に続いて決算総額はやや減少しており、全体では当年度も5億円を超える赤字となっております。決算総額減少の主な要因は、国民健康保険特別会計が前年度と比べ歳入歳出ともに約1億8,000万円減少したことによるものですが、これは被保険者の減少に伴う受診件数の減少や薬価改定による調剤費の抑制により医療費が減少したことに起因すると考えられます。

なお、会計ごとの決算収支を見ると、土地造成特別会計で約6億円の赤字となっており、その他の会計では黒字もしくは一般会計からの繰り入れにより収支ゼロとなっております。

最後になりますが、全ての会計を通じて、第五次大竹市総合計画の基本構想に掲げるまちづくりのテーマ、住みたい、住んでよかったと感じるまちを実現するため、6つの基本目標に向けたさまざまな事業が担当部署において着実に実施されることはもちろんですが、今後も最少の経費で最大限の効果を上げることを念頭に置き、適正に執行していただくこ

とを要望しております。また、中長期的な視野での財源の重点的かつ効果的な配分や、事務事業の継続的な見直し等により経費の節減を図り、より一層健全な財政運営に努めるとともに、住民福祉の増進と魅力ある地域づくりに対応できる安定的な財政基盤を構築されることを要望しております。

以上で、平成29年度一般会計及び各特別会計の決算審査の概要と意見についての説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、小田上尚典議員、4番、賀屋幸治議員、5番、北地範久議員、8番、大井 渉議員、9番、網谷芳孝議員、10番、藤井 馨議員、11番、山崎年一議員、そして私、1番、児玉を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は決算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

会議の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は午後1時からです。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

11時50分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第22 報告第6号 平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（児玉朋也） 日程第22、報告第6号平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題といたします。

提案者から説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 報告第6号、平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをごらんください。

こちらには、平成29年度決算における健全化判断比率を記載しております。実質赤字比率につきましては、赤字額がないため記載すべき数値はありません。連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため記載すべき数値はありません。実質公債費比率は16.7%となっており、平成28年度決算と比較して0.9ポイントの増加となっております。将来負担比率は167.8%となっており、平成28年度決算と比較して22.7ポイントの減少となっております。主な要因といたしましては、地方債の現在高が減少したことや財政調整基金、地方創生事業基金などの積み立てにより、充当可能な基金残高が増加したことによるものでございます。4つの健全化判断比率はいずれも早期健全化基準以下となっております。2ページから5ページに4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページをごらんください。

平成29年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。7ページから9ページにこの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますのでよろしくお願いたします。

以上、報告第6号の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） 本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第56号 公平委員会委員の選任の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第23、議案第56号公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第56号、公平委員会委員の選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、中川保彦氏が8月31日をもちまして辞任されましたので、その後任として北林 満氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

北林氏は、昭和46年4月に広島県に採用され、広島県立呉高等技術専門校校長を初め、地域産業振興室長、産業技術振興室長、産業技術課長を歴任され、平成23年3月に広島県を退職されております。

退職後は平成23年4月から平成29年3月まで公益財団法人ひろしま産業振興機構において常務理事として、平成29年4月からは一般社団法人広島県情報産業協会の事務局長としてその手腕を発揮されております。また、平成28年4月から平成29年3月の1年間、玖波七丁目の自治会長として地域活動にも取り組んでおられます。

北林氏は、行政経験に富み、また、人格、識見ともすぐれ、委員として適任であると考えまして御提案申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第56号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第56号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号を採決いたします。

議案第56号は、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号はこれを同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

**日程第24 議案第55号 工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）**

○議長（児玉朋也） 日程第24、議案第55号工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 坪浦伸泰 登壇]

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第55号工事施行協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、大竹駅構内青木踏切改良工事につきまして、負担金額が1億5,000万円を超える工事の完成を目的とする協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協定の相手は、日本貨物鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社で、市の負担金額は1億7,507万1,000円でございます。

工事の概要につきましては、青木線踏切の改良工事といたしまして、踏切長の短縮、踏切の拡幅、階段、スロープの設置、JR貨物の専用側線の線路有効長の短縮、踏切保安設備等の移設を実施いたします。また、改良工事に関する測量設計も含まれております。

施工期間は平成30年度から平成32年度でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第55号についての説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第25 平成30年決議案第1号 岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望書**

○議長（児玉朋也） 日程第25、決議案第1号岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

基地周辺対策特別委員長、網谷芳孝議員。9番。

[基地周辺対策特別委員長 網谷芳孝議員 登壇]

○基地周辺対策特別委員長（網谷芳孝） 決議案第1号岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望書につきましては、決議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望（案）

在日米軍等再編計画による厚木基地の空母艦載機の移転がことし3月末に終了し、米軍岩国基地への航空機移駐が全て完了しました。この再編計画について大竹市では早い段階から国の安全保障政策に対し、外交・国防政策を尊重して今日までこれに協力し、市民に理解を求めることに努めてきました。

特に平成22年滑走路の沖合移設完了により、基地が1キロメートル近づいた阿多田島（別紙位置図参照）においては再編以前から航空機騒音が増大し、生活環境の悪化や養殖漁業への影響が懸念されていました。

こうした中、再編計画に伴う騒音予測で数値の増加は想定されていたものの、空母艦載機移駐完了後の本年4月以降は、想定を超えた騒音、別紙騒音測定表参照していただきます、の実態に住民からも反発の声が高まっています。平成19年度より再編負担の程度に応じ交付していただいております米軍再編交付金は、市行政推進に大きく寄与し、その役割と成果は負担に見合うものと市民から一定の評価を得られているものと受けとめています。しかしながら、この再編交付金は時限立法のため、平成33年度で終了する見込みであり、その後、これにかわる交付金制度は確定していません。

今後も米軍基地が存続し、周辺地域住民への騒音被害や安全面など、生活環境への負担が続く限り、これに見合う財政支援措置が必要であり、国の対応に全市民が注目しています。

したがって、今後も国との信頼関係を継続するためにも、再編交付金が終了した場合、平成34年度以降の財政支援措置について新たな交付金制度の創設等を含めて実現していただけますよう強く要望いたします。

また、騒音対策として航空機離陸後、できるだけ阿多田島上空を避け、高度を上げて住宅地から最大の離隔距離をとるなど、騒音低減を図るよう合わせて要望いたします。

皆様方の御賛同を承りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 今、網谷委員長が要望書の案を朗読されたんですけど、これはもう私も基地周辺対策特別委員会の一員で、前任の特別委員の皆さんの実績を踏まえて、新たに選任された特別委員会も今後の取り組みの課題としては引き続いて防衛に財政支援を求める、特に事態が現行の交付金の廃止が取り沙汰されているというふうな状況のもとでは、とりわけ大竹市にとっても交付金の継続は大事なことだということで、この1年間、特別委員会は会議のたびにこの防衛にあげる要望の内容等について議論を重ねてきた経過がございます。それで、時系列的に言えば、時間もかかりますので、私がここの席で問題視している幾つかの点について率直にお伺いするんですが、8月7日、特別委員会は、ようやく要望書案なるものを委員会としては意思決定をして、9月の定例会に、開会日6日に議案として上程できるように議会運営委員会にあげて手順を踏むということまで決めました。

そこで、お尋ねするんですが、委員長は9月に入って、私だけでなしに、特別委員会の構成員である同僚議員複数に防衛省の中国支局との間でいろいろ意見の交換、とりわけ8

月7日に委員会が確認をし、意思決定をした要望書なるものについて防衛省のほうからいろいろ意見が出されたと。だから、8月7日の特別委員会の文案なるものは変更せざると得ないと、その手続を9月議会の冒頭、議運なり、開いて9月12日に改めて特別委員会としての対応を協議したいのであるというふうなことを電話で私以外に複数の委員に連絡されましたか。これは確認しておきたいんです。そこだけ聞かせてください。

○議長（児玉朋也） 基地周辺対策特別委員長。

○基地周辺対策特別委員長（網谷芳孝） これは、前回9月12日の特別委員会で、3時間近い協議をしまして、今電話を、この定例会の初日の上程ということで急遽きょうの議会運営委員会でちょろっとさわりましたが、ほとんど私委員長の手違いと申しますか、皆様方には大変混乱をさせたことは事実でございます。

それで、今電話をされたかという確認でございますが、電話はしました。この電話も9月4日ですか、議会運営委員会の2日前、急遽この話も説明しますと、大変長くなりますが、簡潔に申しますと、8月7日に確かにこの要望書なるものが皆様方大変長時間の御苦勞をいただきながら確認させて、了承させていただきまして、それは確かでございます。それから、私、延々と熟読しましたところ、若干の不安と申しますか、というのも、この文章を読み続けていきますと、少し文章がかたいと申しますか、きついと申しますか、こちらが願う立場の文章でございますので、受け取るほうの本省のほうでどういうふうな感じにとられるかということ若干私気になりまして、できたらまず副委員長の、または、それから、議長に何とかちょっと確認できたら、了承していただいているが、定例会の初日には間に合わないかもわからないが、できたら定例会最終日の19日には間に合うと思うので、何とかありませんかのような話し合いの中で、事務局とも相談し、ルールの何とかならずれすれではないかという返事をいただきまして、9月6日の議会運営委員会に諮っていただいたわけでございます。

それから今、山本議員が電話をしたかどうかということ、この今の説明の中で、9月6日の議会運営委員会の中で定例会初日に上程するところを、しかじかの理由でできたら上程を変更して、再度9月12日の特別委員会でしっかり皆様と協議いたしていただくような段取りにしたいと思っておりますので、どうか御理解をよろしく願いますということで、電話は確かに私が3名の方に電話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 電話をしたということです。

山本議員、よろしいですか。

○15番（山本孝三） 質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 私は特別委員会が設置されて、構成員になった段階から委員会の今後の取り組みをどうするかという問題の提起から一貫して我々の委員会の役割としては第一義的に市民の安心・安全を確保する。不安をかもしさせている米軍機の飛行訓練の実態とか、また、具体的な騒音その他による被害を受けている市民の皆さんの事実を明らかにしながら、防止策を強く関係機関に反映させるべきだという立場を一貫して主張もし、そのことを委員会でもるる申し上げてきたわけですが、委員会の事実上の運営は正副委員長がリードされるわけですから、一委員の意見も十分に取上げていただいたというふうには不満を持ちながらも一貫して今申し上げたような立場を主張してまいりました。それで、ようやくこの8月7日の特別委員会で要望書の案なるものが委員会としての意思として確認をされ、本会議への上程の運びまで日程に沿って行うということが確認をされました。ところが、9月の確か私のところに委員長から電話があったのは3日の夕方だったと思うんです。実は、あの文案では防衛省が難しいと、文案をもう少し考えたらどうかというふうにはアドバイスといいますか、極端な言い方をすれば注文をつけられたんだと。だから、予定どおりのことになりかねると。できれば、そのことを了解してほしいと。それで、12日に特別委員会を開くから、そのときにまた文案については再検討の機会としたいんだという趣旨の電話をいただいたわけです。それで、どういう内容でその文案が訂正されるのか、不足なのか、削除なのかというふうなことを私も注意しながらこの12日に臨んだわけですが、これは12日にこういうふうには訂正をしたいという案が出されたのを見ますと、防衛省が気に入らんとところが特に赤い線で消してあるわけです。それで、私は私なりに考えたんですが、上部機関に意見があれば意見を求め、また、施策の上で不十分があれば善処してもらおうとか、充実をしてほしいと思えば充実の中身を関係機関、所掌の関係大臣を含めて意見をあげたり、要望したりするということは地方議会の権限としてこれは自治法でも認めているし、地方議会としてゆるがせにできない基本的な問題だと思うんです。それを防衛からああ言われた、こう言われたから意思決定したことまでゆがめて、防衛の気に入るような内容にそれらを改めるというふうなことは、たとえ人口3万人足らずの地方自治体の議会であっても、私はあるべき姿ではない。今、下級機関に対するそういう上部機関がものを言わさないと、ものを言わさないとするのはひいては我々は市民の皆さんの代弁者ですから、市民の皆さんの意見や要望すら議会が防衛省にかわってゆがめてみたり、抑えてみたりすることになりかねないと思うんです。あれだけ主権者は国民だということが、戦後70年余り経過しましたが、その都度、主権者の権利や主権者に対する情報提供や事実に基づく判断を仰ぐということを努力してきたこれまでの地方議会の役割、今ここでそれを弱められたり、ゆがめられたりするようなことは私はあってはならないと思うんです。それで、とうとうは極端かもわからんが、金さえもらえれば有権者は日本の防衛問題や安全保障に理解をしてもらえるんかという、文面にはそんなことまで書いてある。これは次元の違う話です。金をもらうから防衛省のやっていることは賛成だと、それは中にはおられるかもわからんが、多くの皆さんは金よりか、安全・安心が第一だと。これが私が我々に負託をされた有権者の本当の思いだというふうには信じております。だから、一地方議会の

意思、これは市民の皆さんの意思を反映しているものでもあるわけですから、それを防衛の意向に沿うように文面を変えて、それで金をもらうんじゃけ、地位を低くせにや、機嫌を損ねちゃいけないのじゃというようなことで、議会の規律、自主性をゆがめるようなことは私は賛成できない。このことを申し上げておきたいと思うんです。

それで、あなた、あれでしょう。8月7日の議員全員協議会で、7月に行った市内各地における議会報告会の中でも、市民の皆さんの前でA班は8月7日の決議案に示された内容をそのまま市民の前で報告をし、説明しているんです。これは議員全員協議会のこの文章の中にもあります。どういうふうに述べておられるかというたら、現在、議会、特別委員会は、中国四国防衛局長と会って、交付金をやめるならそれにかわる財源措置をしてもらいたいということをお願いしているんだと。議会としては、9月にその要望書を提出する予定です。市民の皆さんの前ではこういうふうに言っているんです。それを8月7日の議員全員協議会の議会報告会の諸問題を整理する過程でこういうふうに報告しましょうと。そこまで市民の皆さんの前で説明もし、議会の対応について明言をしながら、それが防衛がどうも気に入らんと、じゃけ、これは変えなしようがないよというようなことじゃあ、議会の権威もないし、市民の皆さんへの説明もつかんのじゃないか。そういうことを私は思い、長い議会の末席におりながら、上部機関からこう言われたからこうする、文章まで変えるというようなことは今までの大竹市議会には一度もありません。このことを最後に申し上げて討論を終わりますが、こういう姿勢での要望書には反対を表明して終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案第1号を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数であります。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、御通知いたします。

次の休憩中、第1委員会室において生活環境委員会を開会する旨、委員長から通知を受けております。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

13時37分 休憩

14時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第55号工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

**追加日程第3 議案第55号 工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）**

○議長（児玉朋也） 追加日程第3、議案第55号工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）を議題といたします。

本件に関して、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

**生活環境委員会議案審査報告書**

平成30年9月19日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

**記**

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第55号 | 工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事） | 原案可決  |

平成30年9月19日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、先ほど生活環境委員会に御付託いただきました議案1件につきまして、委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第55号工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）でございますが、本件では、「現在、工事対象箇所は通学路となっているが、工事期間中、子供たちは工事場所を通過して通学することになると思うが、その安全対策について何う」との質疑に対し、「これから測量設計をしていくため、詳細については今後協議することになる。そのため、具体的な話し合いはしていないが、市としては通学時の安全対策等に留意し、通学に関する影響を最小限に抑えていきたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 閉会中の継続審査の申し出について

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番号             | 件名                               | 理由           |          |
|----------------|----------------------------------|--------------|----------|
| 平成30年<br>陳情第3号 | 「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の陳情 | 状況等の確認が必要なため | 30. 9. 7 |

平成30年9月18日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

○議長（児玉朋也） 日程第26、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（児玉朋也） 日程第27、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたしま

す。

両常任委員長から、委員会の所管事務について、先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知をいたします。

本日、本会議終了後、直ちに第一委員会室において、正副委員長互選などのため、決算特別委員会を開催いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には御提案申し上げました議案につきまして、熱心に、慎重に御審議をいただき全て御議決、可決いただきました。大変、御礼を申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会定例会を閉会いたします。

14時36分 閉会

(30. 9. 19)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月19日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 本 孝 三

大竹市議会議員 小田上 尚 典